



品川区議会だより

No.213 発行 平成21年（2009年）4月30日 発行所 品川区議会事務局（〒140-8715）東京都品川区広町2丁目1番36号 電話 3777-1111（大代表） 5742-6810（直通）
品川区議会のホームページアドレス <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/kugikai/index.html>



しながわ花海道の菜の花

第1回定例会の議案

平成21年第1回定例会は、2月25日から3月30日までの34日間の会期で開催されました。区長から、「地域振興基金条例」などの議案が、議員より「区議会委員会条例（一部改正）」などの議案がそれぞれ提出され、慎重審議の結果、議員提出の「高齢者医療入院時負担軽減支援金の支給に関する条例」は賛成少数で否決、その他の議案は次のとおり可決されました。以下、概要をお知らせします。

区長提案

条例（新規）

▼地域振興基金条例
地域振興基金を設置する。

- 〔規定する事項〕
- (1) 基金の額
 - (2) 基金の管理
 - (3) 運用益金の処理
 - (4) 基金の処分

施行期日 公布の日

▼介護従事者処遇改善基金条例
介護従事者処遇改善基金を設置する。

- 〔規定する事項〕
- (1) 基金の額
 - (2) 基金の管理
 - (3) 運用益金の処理
 - (4) 基金の処分

施行期日 公布の日

▼地球環境基金条例
地球環境基金を設置する。

- 〔規定する事項〕
- (1) 基金の額
 - (2) 基金の管理
 - (3) 運用益金の処理
 - (4) 基金の処分

その他 付則において、みど

りの基金条例および地球環境リサイクル基金条例を廃止する。

施行期日 公布の日

▼学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

区が独自に採用する学校教育職員の教職調整額その他の勤務条件を定める。

〔規定する事項〕

- (1) 教職調整額の支給額
- (2) 教職調整額の支給対象者
- (3) 超過勤務および休日勤務の特例

施行期日 平成21年4月1日

▼学校教育職員の旅費に関する条例

区が独自に採用する学校教育職員の旅費を定める。

〔規定する事項〕

- (1) 旅費の種類および額
- (2) 旅費の支給要件

その他 付則において、職員の旅費に関する条例の一部を改正する。

施行期日 平成21年4月1日

条例（一部改正）

▼区の組織改正に伴う関係条

例の整理に関する条例

組織条例の改正に伴い、関係条例の規定を整備する。

〔改正する条例〕

- (1) 附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例
- (2) 奨学金運営委員会条例
- (3) 区立文化センター条例
- (4) 区立体育館条例
- (5) 建築審査会条例
- (6) 職員の定年等に関する条例
- (7) 区立品川歴史館条例

施行期日 平成21年4月1日

▼職員定数条例
行財政の見直しに伴い、職員の定数上の措置を行うほか、区が独自に学校教育職員を採用することに伴い、規定を整備する。

〔現行〕2千606人
〔改正後〕2千578人
（平成22年3月31日までは、30人を限度として定数外とする。）

施行期日 平成21年4月1日

▼職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
職員の勤務時間を短縮するとともに、休憩時間を廃止し、休憩時間を改めるほか、区が独自に学校教育職員を採用することに伴い、規定を整備する。

施行期日 平成21年4月1日

▼職員の育児休業等に関する条例
育児短時間勤務における勤務時間を短縮するほか、区が独自に学校教育職員を採用することに伴い、規定を整備する。

施行期日 平成21年4月1日

▼職員の育児休業等に関する条例
育児短時間勤務における勤務時間を短縮するほか、区が独自に学校教育職員を採用することに伴い、規定を整備する。

施行期日 平成21年4月1日

▼職員の育児休業等に関する条例
育児短時間勤務における勤務時間を短縮するほか、区が独自に学校教育職員を採用することに伴い、規定を整備する。

施行期日 平成21年4月1日

▼職員の育児休業等に関する条例
育児短時間勤務における勤務時間を短縮するほか、区が独自に学校教育職員を採用することに伴い、規定を整備する。

施行期日 平成21年4月1日

▼職員の育児休業等に関する条例
育児短時間勤務における勤務時間を短縮するほか、区が独自に学校教育職員を採用することに伴い、規定を整備する。

施行期日 平成21年4月1日

▼職員の育児休業等に関する条例
育児短時間勤務における勤務時間を短縮するほか、区が独自に学校教育職員を採用することに伴い、規定を整備する。

施行期日 平成21年4月1日

▼職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

および外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

区が独自に学校教育職員を採用することに伴い、関係条例の規定を整備する。

施行期日 平成21年4月1日

▼職員の給与に関する条例
病気休職者に対する給与の支給期間を短縮するとともに、勤勉手当の算定方法を改めるほか、区が独自に学校教育職員を採用することに伴い、規定を整備する。

施行期日 平成21年4月1日

▼職員の特殊勤務手当に関する条例
組織改正等に伴い、防疫等業務手当および清掃業務手当に係る規定を整備する。

施行期日 平成21年4月1日

▼職員の退職手当に関する条例
準定年制度を廃止するとともに、勧奨退職制度を見直すほか、区が独自に学校教育職員を採用することに伴い、規定を整備する。

施行期日 平成21年4月1日

▼中小企業事業資金融資あつ旋条例
ワークライフバランス企業支援資金を設置するほか、創業支援資金の融資限度額を引き上げる。

施行期日 平成21年4月1日

▼区立工場アパート条例
中小企業者の創業を支援するため、事務室の入居の要件を見直し、新たに創業を予定している事業者を対象に加える。

施行期日 平成21年4月1日

▼国民健康保険条例
基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額および介護納付